

令和 5 年 2 月 2 2 日 開 会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

鳥 取 県 西 部 広 域 行 政 管 理 組 合 議 会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

~~~~~

## 日 程

日 時 令和 5 年 2 月 22 日（水）

午後 0 時 30 分開会

場 所 米子市淀江支所 第 3 会議室

1 開 会

2 協議事件

(1) 追加議案について

鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報保護に関する条例  
の制定について

(2) 本日の議事日程について

(3) その他

3 閉 会

~~~~~

出 席 委 員（ 5 名 ）

委員長 今城 雅子 副委員長 米本 隆記

委 員 奥岩 浩基 委 員 森岡 俊夫

委 員 山本 芳昭

~~~~~

## 欠 席 委 員（ 0 名 ）

~~~~~

出 席 議 員（ 2 名 ）

議 長 稲田 清 副議長 荒井 秀行

~~~~~

## 当 局 出 席 者

事務局長 三上 洋 事務局総務課長 矢野 伴典

~~~~~

議会担当職員

書記長 近藤 隆 書記 板井 寛典

~~~~~

## 1 開 会

(午後0時33分 開会)

○今城委員長 それでは、これより議会運営委員会を開会いたします。

~~~~~

2 協議事件

○今城委員長 早速でございますが、日程2、協議事件に入りたいと思います。

1、追加議案についてを議題といたします。組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてでございますが、この条例の制定につきましては、1月30日と2月9日にお集まりいただきまして御協議いただき、先週、議会担当から最終案を送付させていただいたところでございます。この最終案につきまして、担当から簡単に説明をお願いいたします。近藤書記長。

○近藤書記長 それでは説明させていただきます。本条例の最終案につきましては、2月15日付で修正箇所比較表とともに皆様方に送付させていただきました。2月9日、この議会運営委員会で御協議いただいた条例案と比べて一部修正した箇所がございました。まず、第17条の2の一部、それから附則の経過措置の一部、それから別表第1と別表第2の文書の種別の表現につきまして、執行機関側が定めます条例と同様の取扱いとするよう修正いたしましたものを2月15日付でお送りいたしております。それで本日、資料1-1ということで定例会追加議案(案)として議案のスタイルの資料をお配りしておりますが、2月15日付で最終案としてお送りいたしました条例案と、本日お配りしています条例案と1か所間違いがございましたので、そこを説明させていただきます。資料1-1の14ページでございます。14ページの中ほどに数字の5と書いたところでございます。この第5項、今お配りしておりますのは第1項から第3項までのというふうになってはいますが、15日に最終案ですよということでお送りしたときには、第1項及び第3項までのとい

うふうになっていましたので、「及び」ではなく「から」に修正させていただきます。ここがちょっと違っておりますので、申し訳ございません、よろしくお願いいたします。

それから、本日はこの追加議案（案）と併せまして、資料１－２ということで議案第９号の参考資料というものも置かせていただいております。制定理由と、制定内容というふうにまとめておりますが、この内容につきましては、１月３０日の議会運営委員会のときに条例案の概要説明として使用した資料の内容をまとめたものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○今城委員長 ただいま担当から説明がありましたが、皆様のお手元に１５日付でお送りしていたもの、議員の皆様全員にお送りしているものでして。そこから本日上程するに当たっての議案となるものについて、先ほど説明がありました１７条の２の第５項のところに、そごのないようにということで訂正がなされておまして。本日、この議会運営委員会で上程をするということでお諮りいたしまして、御承認いただきましたら、議場での議員の皆様にお配りするものは、この議案となる最終案、本日、今訂正がありますと申し上げましたものを、きちんとした形で追加議案として上程するという運びにしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

この件につきまして、皆様から御質問など御意見ありませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○今城委員長 御意見がないということで、それではお諮りしたいと思います。お諮りいたします。組合議会の個人情報保護に関する条例の制定について、議会運営委員会の発議により上程しようと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○今城委員長 異議なしとのことでございますので、それでは追加議案として本日の定例会に上程をいたします。

次に、協議事件２、本日の議事日程についてを議題といたします。担当から説明をお願いいたします。近藤書記長。

○近藤書記長 それでは、本日の議事日程について説明をさせていただきます。資料２－１、定例会の全体の日程案を御覧ください。

この議会運営委員会に引き続きまして、午後１時から組合議会定例会を開会していただきます。

本日の議事でございますが、まず、諸般の報告といたしまして、説明のため出席を求めた者の職氏名、それから例月出納検査の結果報告をし

ていただきます。

続きまして、日程第１は、会議録署名議員の指名でございます。本日は、奥岩議員と山本議員を指名していただきます。

次に、日程第２は、会期の決定でございます。本日１日でお諮りいただきたいと思います。

次に、日程第３は、管理者の議案上程でございます。本日は議案が５件でございます。議案第４号から議案第８号までの５件を一括議案として上程していただきたいと思います。

一括議案の内訳でございますが、条例制定についての議案が３件、予算案件が２件の計５件でございます。この５件につきまして、管理者の提案理由の説明の後、日程第４の組合事務一般に対する質問に移っていただきたいと思います。

２月１５日の正午を通告期限としておりました一般質問につきまして、勝部議員から発言通告書の提出がございました。通告の内容につきましては全議員の皆様にお知らせしております。

次に、日程第５でございますが、議案に対する質疑を行っていただきます。２月２０日の正午を通告期限としておりました議案質疑につきましては、発言通告書の提出はありませんでした。質疑終了後の委員会付託でございますが、議案第７号と議案第８号につきましては、予算議案でございますので、議会にお諮りいただいた後、予算審査特別委員会へ、議案第４号から第６号の３議案につきましては、資料２－２委員会付託区分表のとおり総務消防常任委員会へ付託していただくという運びになります。本日は、民生環境常任委員会への付託議案はございません。

ここで、委員会審査のため暫時休憩としていただきます。

委員会審査でございますが、常任委員会を総務消防、民生環境の順に開催いただき、常任委員会終了後に予算審査特別委員会の開催をお願いいたします。開催場所はいずれも議場でございます。なお、常任委員会では、付託議案審査のほかにそれぞれ所管事務調査が予定されております。

予算審査特別委員会終了後、本会議を再開していただきます。再開後は、総務消防常任委員会、予算審査特別委員会の順にそれぞれの委員長から審査結果の報告をしていただきまして、その後、委員長報告に対します質疑、討論を経まして、議案第４号から議案第８号までの５件を順次採決していただきます。

次に、先ほど御協議いただきました組合議会の個人情報保護に関する条例の制定についてを、追加議案、議案第９号として上程いただくこととお諮りいただき、今城委員長に提案理由の説明をお願いいたします。

その後、質疑、討論、採決の順に議事を進めていただくようお願いいたします。

以上が本定例会の全日程でございます。よろしくお願いいたします。

○今城委員長 担当から定例会の議事日程についての説明をいただきました。何か御意見等ございませんでしょうか。はい、米本委員。

○米本委員 9号の追加日程をまた挙げるんですけど、このときの管理者とか当局のほうは、その場にとどまってもらうんですかね。

○今城委員長 近藤書記長。

○近藤書記長 はい、皆様その場にとどまっていただくということです。

○米本委員 じゃあ、そのまま続けてするということですね。はい、分かりました。

○今城委員長 よろしいでしょうか。ほかにはございませんか。

ほかにはないようですので、定例会の議事日程につきましてはこのようにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、協議事項の3、その他でございますが、私のほうから今日の日程についても一つお願いをさせていただきたいと思います。

先日来、皆様と御協議をいただいております採決の方法のところと、それから議会運営委員会を事前に行うべきではないかという御意見を頂戴している件なんです、特に米子市議会のほうでは、まだこの件について各議員とも伝えることも、それと協議することもできていないということもございまして、大変申し訳ないことなんです、この議会運営委員会のほうでも各議会からの御意見なども頂戴しながらということも考えておるところです、本日の議事日程につきましての内容として採決方法ですが、これまでの形の採決を取らせていただくというように諮りたいと思います。で、議会運営委員会の事前日程等についてなんです、なぜ必要なのかとか、今、どのような不具合があるのかということも踏まえて、各議会とか、もしくは町村議会議長会でお話いただくとか、そういうことも含めて少しお時間をということも先日申し上げてお願いしておりますので。そこはひとつお酌みいただいてということで。本日についての採決方法は議長のほうにお任せするという、また委員会での委員長のほうにお任せするというということで、従前の形を取らせていただくということを前提に各委員会をお願いするということになると思っていますので、それでよろしいでしょうか。

〔「はい、いいです」と声あり〕

○今城委員長 では、そのようにお願いいたします。

また、その他のところで、当局の皆様、また委員の皆様から何かございますか。

〔「ごさいません」と声あり〕

○今城委員長 稲田議長、荒井副議長から何かございますでしょうか。
〔「ごさいません」と声あり〕

~~~~~

### 3 閉 会

○今城委員長 そうしますと、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

午後0時45分閉会

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長

今 城 雅 子